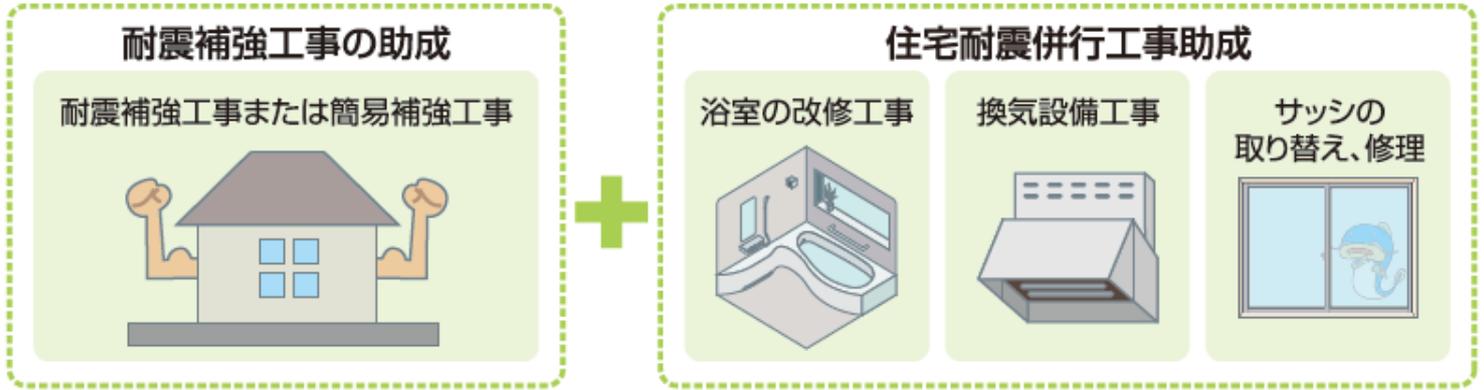


対象者を見直し、助成額を引き上げ

耐震と同時に住宅の改修も！

～住宅耐震併行工事助成制度～



助成額

対象改修工事に要する費用の全額※1（限度額50万円）

対象者

建築物の居住者で高齢者等※2がいる世帯

利用条件

耐震補強工事や簡易補強工事の助成金の交付を受け、同時に改修工事をする事

対象改修工事

- ・浴室、台所、洗面室及びトイレの改修工事
- ・給排水衛生設備工事、換気設備工事、電気設備工事及びガス設備工事
- ・屋根のふき替え及び防水工事
- ・外壁の張り替え及び防水工事
- ・床、内壁又は天井の張り替え工事
- ・建具又はサッシの取り替え、修理及び新設
- ・手すりの取り付け、段差解消等に有効に避難するために必要な工事



※1 本助成額は耐震補強工事や簡易補強工事の助成額を上回ることはできません。他の助成・給付制度を利用する場合、同じ部分の工事に対して重複して助成は受けられません。

※2 高齢者等とは65歳以上の方又は障害者手帳の交付を受けた方です。

問い合わせ先

中央区 都市整備部 建築課 耐震化推進係

☎ 03-3546-5459

受付時間 8:30～12:00・13:00～17:00（土・日・祝日を除く）

